公益社団法人 川崎西法人会 常勤役員規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人川崎西法人会(以下「本会」という。)定款第24条 に規定する常勤役員(専務理事等)の服務等を定め、会務の円滑な運営と業務体制の確立 を図ることを目的とする。

(法令等との関係)

第 2 条 この規程に定めのない事項については、本会の事務局職員に関する規程等を準用するとともに、労働基準法その他法令の定めるところによる。

(勤 務)

第 3 条 常勤役員の勤務については、職員就業規則に準ずるものとする。

(報 酬)

- 第 4 条 常勤役員の報酬については、役員報酬等規程による。
- 2 報酬の支給方法等は、職員給与規程に準ずるものとする。

(改 廃)

第 5 条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から適用する。